

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認奈良地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 5 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月から 50 年 3 月まで

私は昭和 50 年 5 月に結婚した際、妻から国民年金への加入を勧められた。当時同居していた父が、A 町役場で国民年金への加入手続をした際に、役場の担当者は 20 歳までさかのぼって納付できる制度があることを説明し、納付するように勧めてくれた。

特例納付の手続等も父が A 町役場で行ったと記憶しており、また、国民年金保険料については、妻が、手続を行った父に約 7 万円を預けたことを覚えている。

申立期間について、記録を調べて訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が納付したと主張する時期は、特例納付が実施されていた時期であり、申立期間のうち昭和 43 年 5 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、強制加入被保険者であることもあって、特例納付が可能である。

また、昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月までの保険料については、国民年金手帳記号番号が払い出された時点からみると過年度納付が可能である。

さらに、A 町役場で納付したとする金額も申立期間の保険料額とおおむね一致する上、同役場では申立期間当時、窓口で特例納付保険料及び過年度納付保険料を受領していたとしていることから、申立人の主張には整合性がある。

加えて、申立人の妻が、「夫が国民年金に加入し、さらに 20 歳からの保険料を納付した後に役場の職員から、番号が重複したから手帳を交換しますと言われたので、何となく違和感を感じたことを覚えている。」と述べている

ところ、国民年金手帳記号番号払出簿を確認すると、当初は申立人の氏名であったが、後に別の被保険者名が上書きされている手帳記号番号が確認できることから、何らかの事務的過誤が生じ、申立人の納付記録が失われた可能性が考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月及び同年10月

私は、ねんきん特別便で平成8年9月及び同年10月の国民年金保険料に未納があることがわかった。申立期間に係る国民年金保険料は母が銀行で納付した。申立期間について、保険料を納付していたはずなので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料は、申立期間以降はすべて納付済みであり、結婚後も厚生年金保険から国民年金への切替手続きが適正になされており、申立人の国民年金保険料の納付に対する意識の高さがうかがえる。

また、国民年金の加入手続きの時期や経緯に関する申立人の記憶及び加入手続きや国民年金保険料の納付を行った申立人の母の記憶は具体的かつ詳細である。

さらに、申立期間当時、A町役場では20歳到達の国民年金加入対象者に対して職権適用を行い、納付書を郵送していたとしており、申立内容に整合性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年10月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から同年10月まで

私は、金融機関の集金により、国民年金保険料を家族分まとめて納付してきた。申立期間について、長男は納付済みとされているのに、私が未納となっていることは納得ができないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年に夫婦で国民年金に加入して以降、申立期間を除き、国民年金保険料の未納期間は無い上、57年度以降は付加保険料も納付しており、申立人の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、A市が保管する国民年金収滞納一覧表により、納付日が確認できる昭和57年度以降、家族の保険料はすべて同日に納付されていることが確認でき、これは家族分の保険料をまとめて納付していたとする申立人の主張と符合する。

さらに、申立期間は7か月と短期間であるとともに、申立期間前後を通じて、申立人の生活状況等に大きな変化はうかがえず、また、申立人の長男については申立期間の保険料は納付済みであることから、申立人のみが申立期間について未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料も含めて納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和31年9月1日から37年9月3日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和31年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年9月から32年9月までは4,000円、同年10月から33年9月までは6,000円、同年10月から34年9月までは8,000円、同年10月から35年9月までは9,000円、同年10月から37年8月までは1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和8年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和31年9月から37年9月3日まで

昭和31年9月からA社に勤務していたが、同社における厚生年金保険の被保険者記録は、37年9月3日から39年10月27日までの期間となっている。上記申立期間も同社に勤務していたはずなので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に入社した際の状況を具体的に記憶しているとともに、申立人と同様に縫製職の社員であった複数の同僚の供述から判断して、申立人は、同社に昭和31年9月に入社し、継続して勤務していたものと推認できる。

また、当時のA社の複数の上司は、「縫製職の社員は、入社時から全員正社員となり、厚生年金保険に加入していた。」と供述している。

さらに、申立人と同じ縫製職に携わっていた複数の同僚の厚生年金保険の資格取得日は、自身が入社したとする日の属する月の1日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における被保険者資格の取得

日は、昭和 31 年 9 月 1 日と認めることができ、同年 9 月から 37 年 8 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同様の業務に従事し、申立期間前後に資格を取得した同僚の標準報酬月額の記録から、31 年 9 月から 32 年 9 月までは 4,000 円、同年 10 月から 33 年 9 月までは 6,000 円、同年 10 月から 34 年 9 月までは 8,000 円、同年 10 月から 35 年 9 月までは 9,000 円、同年 10 月から 37 年 8 月までは 1 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、仮に、事業主から申立人に係る申立てどおりの被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に行われるべき複数回の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 31 年 9 月から 37 年 8 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち昭和59年9月及び同年10月は28万円、同年11月は30万円、60年2月は32万円、同年4月は30万円、同年5月は28万円、同年7月は30万円、同年8月及び同年9月は28万円、同年10月及び同年11月は24万円、同年12月は28万円、61年1月は24万円、同年2月は26万円、同年3月は22万円、同年4月は26万円、同年5月及び同年6月は24万円、同年7月及び同年8月は26万円、同年9月は28万円、同年10月及び同年11月は32万円、同年12月は30万円、62年1月は24万円、同年2月は34万円、同年3月は30万円、同年4月は34万円、同年5月は30万円、同年6月は32万円、同年7月は36万円、同年8月は32万円、同年9月は34万円、同年10月は32万円、同年11月は34万円、同年12月は30万円、63年1月は32万円、同年2月は36万円、同年3月は34万円、同年4月は30万円、同年5月は36万円、同年6月は32万円、同年7月は34万円、同年8月は38万円、同年9月は34万円、同年11月は36万円、平成元年4月及び同年5月は38万円、同年7月は41万円、同年8月から同年11月までは36万円、同年12月は41万円、2年4月は38万円、同年5月は41万円、同年6月は38万円、同年7月は36万円、同年8月は38万円、同年9月は47万円、同年10月から同年12月までは38万円、3年2月は36万円、同年3月は34万円、同年4月は36万円、同年5月は44万円、同年6月は47万円、同年7月及び同年8月は44万円、同年9月は50万円、同年10月は44万円、同年11月は47万円、同年12月は44万円、4年1月は41万円、同年2月及び同年3月は44万円、同年4月は47万円、同年5月及び同年7月は50万円、同年8月は47万円、同年9月及び同年10月は50万円、同年11月は53万円、同年12月は44万円、5年3月及び同年4月は53万円、同年5月及び同年6月は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :



## 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和59年8月1日から平成6年3月26日まで

A社に勤務していた期間の標準報酬月額記録と、給与明細書から確認できる保険料を比較すると、本来控除されるべき保険料よりも多い額が控除されているので、控除された保険料に合わせて記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する申立期間のうち一部期間に係る給与明細書により、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額は、申立人の給与明細書の保険料控除額から、昭和59年9月及び同年10月は28万円、同年11月は30万円、60年2月は32万円、同年4月は30万円、同年5月は28万円、同年7月は30万円、同年8月及び同年9月は28万円、同年10月及び同年11月は24万円、同年12月は28万円、61年1月は24万円、同年2月は26万円、同年3月は22万円、同年4月は26万円、同年5月及び同年6月は24万円、同年7月及び同年8月は26万円、同年9月は28万円、同年10月及び同年11月は32万円、同年12月は30万円、62年1月は24万円、同年2月は34万円、同年3月は30万円、同年4月は34万円、同年5月は30万円、同年6月は32万円、同年7月は36万円、同年8月は32万円、同年9月は34万円、同年10月は32万円、同年11月は34万円、同年12月は30万円、63年1月は32万円、同年2月は36万円、同年3月は34万円、同年4月は30万円、同年5月は36万円、同年6月は32万円、同年7月は34万円、同年8月は38万円、同年9月は34万円、同年11月は36万円、平成元年4月及び同年5月は38万円、同年7月は41万円、同年8月から同年11月までは36万円、同年12月は41万円、2年4月は38万円、同年5月は41万円、同年6月は38万円、同年7月は36万円、同年8月は38万円、同年9月は47万円、同年10月から同年12月までは38万円、3年2月は36万円、同年3月は34万円、同年4月は36万円、同年5月は44万円、同年6月は47万円、同年7月及び同年8月は44万円、同年9月は50万円、同年10月は44万円、同年11月は47万円、同年12月は44万円、4年1月は41万円、同年2月及び同年3月

は 44 万円、同年 4 月は 47 万円、同年 5 月及び同年 7 月は 50 万円、同年 8 月は 47 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 50 万円、同年 11 月は 53 万円、同年 12 月は 44 万円、5 年 3 月及び同年 4 月は 53 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 50 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支給明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額とが長期にわたり一致しないことから、申立期間について、事業主はオンライン記録どおりの届出を社会保険事務所（当時）に行っており、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、納入の告知を行っておらず、事業主は、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和 59 年 12 月、60 年 1 月、同年 3 月、同年 6 月、63 年 10 月、同年 12 月、平成元年 1 月から同年 3 月、同年 6 月、2 年 1 月から同年 3 月、3 年 1 月、4 年 6 月、5 年 1 月及び同年 2 月については、申立人のオンライン記録の標準報酬月額と、申立人の保管している給与明細書で確認できる厚生年金保険料から算出される標準報酬月額が一致していること、又は申立人の保管している給与明細書で確認できる厚生年金保険料から算出される標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回ることが確認できないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

一方、申立期間のうち、昭和 59 年 8 月及び平成 5 年 7 月から 6 年 2 月までの期間については、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年7月2日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和17年6月から20年6月までは40円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年7月2日まで  
申立期間について、A社B工場に勤務していた。厚生年金保険に加入していたはずなので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚が「戦中から戦後の一時期にかけて、申立人と一緒に勤務していたと思う。」としていることから、申立人は、A社B工場に勤務していたことが認められる。

一方、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録は、オンライン記録、厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険労働者年金保険被保険者名簿のいずれも、昭和17年1月1日に被保険者資格を取得したことが確認できるが、資格喪失日の記録が無い。

しかしながら、前記の健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人の標準報酬等級が昭和20年7月1日に改定された記録が確認できることから、申立人は少なくともこの日までは勤務していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該事業所における資格喪失日を昭和20年7月2日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録から、昭和17年6月から20年6月までは40円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月21日から同年5月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年9月21日から58年3月1日まで  
② 昭和60年4月21日から同年5月10日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間のB社グループにおける厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。B社グループには、昭和57年9月に入社し、平成6年10月に退職するまで継続して勤務していた。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、C社から提出された申立人に係る異動履歴及び申立人が保管している預金通帳により、申立人がB社グループ会社に継続して勤務し（昭和60年4月21日にD社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和60年5月の事業所別被保険者名簿の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対

して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、上記異動履歴により、申立人が昭和 57 年 9 月 21 日に E 社（D 社の前身）に入社し、継続して勤務していたことは認められる。

しかし、E 社は、昭和 58 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が氏名を記憶している複数の同僚の E 社における厚生年金保険の資格取得日は、E 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 58 年 3 月 1 日となっており、申立期間①に係る厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、申立人が保管している当時の預金通帳には、E 社から給与が継続的に振り込まれていることが確認できるものの、E 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 58 年 3 月 1 日前後の給与振込額に差額が発生しており、当該差額は、E 社が厚生年金保険の適用事業所となった際の申立人に係る厚生年金保険料及び健康保険料を合算した社会保険料額と同額であることから、E 社が厚生年金保険の適用事業所となった後に、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたと推認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月2日から同年11月1日まで

昭和55年にA社から同社が設立したB社へ転籍した。グループ会社内での異動であり、勤務も継続していたのに、厚生年金保険被保険者期間に空白期間があるので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社への照会の回答及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が同社及び同社のグループ会社であるB社に継続して勤務し（A社からB社に転籍）、申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、雇用保険の被保険者記録などから、昭和55年6月1日からB社に勤務していたと認められるものの、同社は、オンライン記録により、同年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。このことについて、A社は「B社設立当時の給与の支払等は、A社の時のまま引き継いでおり、厚生年金保険料の控除も続けていたはずである。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA社における被保険者として、事業主により給与から保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和55年5月の事業所別被保険者名簿の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所が保管する、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、資格喪失日を昭和 55 年 6 月 2 日と届け出たことが確認でき、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち昭和 48 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日について、その主張する標準報酬月額（6 万 4,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 6 万 4,000 円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 3 月 9 日から 49 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 58 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 48 年 3 月から 50 年 11 月まで A 社で勤務していたが、このうち、申立期間①の標準報酬月額が給料支払明細書の金額と合わないので、調査の上、標準報酬月額の訂正をしてほしい。

また、昭和 56 年 10 月から 61 年 2 月まで B 社で勤務していたが、このうち、申立期間②の標準報酬月額が給料支払明細書の金額と合わないので、調査の上、標準報酬月額の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①のうち、昭和 48 年 4 月及び同年 5 月については、申立人から



提出された申立期間の給料支払明細書から、6万4,000円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(1,536円)を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間①のうち昭和48年6月及び同年7月については、給料支払明細書において保険料控除の事実が確認できないものの、申立人から提出された給料支払明細書において、同年3月から同年5月の保険料控除額が同額(1,536円)であることから、当該期間についても同額の保険料が継続して控除されていたと考えられる。

以上のことから、申立期間①のうち、昭和48年4月から同年7月までの標準報酬月額を6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の標準報酬月額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち昭和48年3月については、オンライン記録の標準報酬月額が給料支払明細書により確認できる標準報酬月額を超えていると認められることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あつせんを行わない。

また、オンライン記録によると、申立期間①のうち昭和48年8月から49年4月の標準報酬月額は7万2,000円となっており、申立人から提出された給料支払明細書を基に算定した標準報酬月額と一致しており、事業主は当該期間に係る申立人の給与から、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく保険料を控除していたものと認められる。

3 申立期間②については、申立人から提出された給料支払明細書による保険料控除額を基に算定した標準報酬月額とオンライン記録が一致していることから、事業主は申立期間について、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく保険料を控除していたものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C事業本部における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和53年2月2日）及び資格取得日（同年4月3日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月2日から同年4月3日まで

私はA社に昭和45年3月18日から55年6月16日まで勤務した。

申立期間は、B社に出向扱いになった記憶があるが、勤務形態、業務内容の変更及び勤務地の変更等はなかった。申立期間の2か月間の年金記録が欠落していることはあり得ないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社C事業本部において、昭和49年9月16日に厚生年金保険の資格を取得し、53年2月2日に資格を喪失後、同年4月3日に同社同事業部において再度資格を取得しており、同年2月及び同年3月の被保険者記録がない。

しかし、A社から提出された人事記録、雇用保険の記録及び同じ職場で勤務していた上司、同質性の高い同僚の証言から、申立人が申立期間中もA社C事業本部に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社人事労務責任者は、「同僚の証言及び前例からみて、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料の控除がなされていたと推認される。」と述べている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については申立期間前後の申立人のA社C事業本部における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和53年2月及び同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和61年6月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月31日から61年6月1日まで

私は、昭和60年6月にA社に入社してから、61年5月に退職するまでの間、一度も辞めることなく継続して勤務した。申立期間において、私が同社に勤務していたことは、同僚であった兄が証言してくれる。申立期間当時、同社は、業績の悪化により、厚生年金保険料を滞納していたため、<sup>そきゅう</sup>遡及して資格喪失させたという事を聞いたことがある。申立期間も給与から厚生年金保険料は控除されていたので、当該期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の昭和61年12月31日（以下「全喪日」という。）より後の62年2月28日付けで、申立人、同僚及び事業主がさかのぼって厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が行われており、申立人については、61年10月の定時決定に係る記録がさかのぼって取り消され、また、60年7月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理が行われている。

しかしながら、全喪日と同日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚は、申立人は申立期間においても同社に勤務していた旨証言していることから、社会保険事務所（当時）において、上記のような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における被保険者資格の喪失

処理について、有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、昭和61年6月1日であると認められる。

また、標準報酬月額については、A社の事業所別被保険者名簿における取り消し前の記録から、28万円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から42年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から42年4月まで  
20歳になった時点で、私は厚生年金保険の被保険者であったが、父が国民年金への加入手続をし、保険料を納付していたと聞いている。  
私自身が国民年金の加入手続や、保険料納付を行ったわけではないので詳細は不明だが、申立期間について未納とされているのは納得できない。調査して記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳になった時点で、私は厚生年金保険の被保険者であったが、父が国民年金への加入手続をし、保険料を納付していたと聞いている。」と述べているところ、申立人には、二つの国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。

そこで、二つの国民年金手帳記号番号での納付の可能性について、うち一つ目の国民年金手帳記号番号は、昭和41年4月21日にA町（現在は、B市）で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認することができるものの、この手帳記号番号の払出し時点からみると申立期間のうち、39年1月より前の期間は時効により保険料を納付することができない上、申立人は41年6月にC市D区へ転出していることから、住民登録が無くなった後も申立人の父がA町で、申立人の国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

また、二つ目の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和55年1月16日にE町で払い出されているところ、当該手帳記号番号に係る国民年金被保険者台帳には、申立人が同日に国民年金の資格を任意加入で取得したことが記載されており、制度上、任意加入者はさかのぼって納付することができな

いため、この手帳記号番号でも申立期間の保険料を納付できたとは考え難い。

さらに、オンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている記録は見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付について関与しておらず、国民年金保険料を納付していたとする申立人の父は死亡しており、申立人の国民年金の加入状況及び保険料納付状況等が不明である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 6 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月から 50 年 3 月まで  
昭和 50 年ごろ、市役所から国民年金が未納となっている旨の通知を受けとり、夫婦で相談して未納分の保険料をすべて一括納付したと記憶している。一括して納付した保険料の金額は覚えていないが、当時は経済的に余力もあり、保険料が払えない状況は無かったはずなので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年ごろ夫婦連番で払い出されており、別の手帳記号番号が払い出された形跡がない上、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、申立人は 50 年 12 月に 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間の保険料を特例納付した記録が確認できることから、申立人夫婦は、このころ夫婦一緒に国民年金に加入したと推認される。

しかしながら、申立人夫婦が国民年金に加入したと考えられる昭和 50 年 12 月においては、第二回特例納付が実施されていたものの、当該特例納付により納付可能であった期間は 36 年 4 月から 48 年 3 月までであり、また、50 年 12 月の時点で過年度納付により納付可能であった期間は 48 年 10 月から 50 年 3 月までであったことから、48 年 4 月から同年 9 月までの期間については制度的に納付することはできず、50 年ごろに未納であった期間の保険料をさかのぼってすべて一括納付したとする申立人の主張と符合しない。

また、先に述べたとおり、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、申立人が昭和 50 年 12 月に特例納付した保険料は、36 年 4 月から 37 年 3 月までの 12 か月間の保険料であることが確認できるが、申立期間の保険料を納



付したことをうかがわせる記載は見当たらない。

さらに、国民年金の加入手続及び保険料の納付についての申立人の記憶はあいまいであり、他に国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から42年4月までの期間及び同年12月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年11月から42年4月まで  
② 昭和42年12月から50年3月まで

昭和50年ごろ、市役所から国民年金が未納となっている旨の通知を受けとり、夫婦で相談して未納分の保険料をすべて一括納付したと記憶している。国民年金の加入手続や保険料の納付については夫が行ってくれていた。未納期間があるのはおかしいので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和51年ごろ夫婦連番で払い出されており、別の手帳記号番号が払い出された形跡がない上、申立人の夫に係る国民年金被保険者台帳によると、申立人の夫が50年12月7日に36年4月から37年3月までの期間の保険料を特例納付した記録が確認できることから、申立人夫婦はこのころ夫婦一緒に国民年金に加入したと推認される。

しかしながら、申立人夫婦が国民年金に加入したと考えられる昭和50年12月においては、第二回特例納付が実施されていたものの、当該特例納付により納付可能であった期間は36年4月から48年3月までであり、また、50年12月の時点で過年度納付により納付可能であった期間は48年10月から50年3月までであったことから、48年4月から同年9月までの期間については制度上納付することはできず、50年ごろに未納であった期間の保険料をさかのぼってすべて一括納付したとする申立人の主張と符合しない。

また、先に述べたとおり、申立人夫婦に係る国民年金被保険者台帳によると、申立人夫婦が昭和50年12月に特例納付した保険料は、申立人の夫に係

る 36 年 4 月から 37 年 3 月までの 12 か月間の保険料であることが確認できるが、申立期間①及び②の保険料を納付したことをうかがわせる記載は見当たらない。

さらに、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の夫は、納付金額等の記憶があいまいであり、他に国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成6年8月から8年1月までの期間及び同年7月から9年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年8月から8年1月まで  
② 平成8年7月から9年3月まで

私は、大学生の時は国民年金を納めなくても良いと認識していたが、就職後に自宅に納付書が届き、大学生であった期間も国民年金が適用されることを知ったので、未納であった期間の保険料を一括して納付した。納付額は大金であったため、両親にお金を借りて慌ててA市役所かB銀行で一括して納めた。

申立期間について未納とされていることは納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、平成9年4月22日付けで、C社会保険事務所(当時)において厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に付番されていることから、国民年金の加入手続は厚生年金保険適用事業所(D社)における厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年7月26日以降に行ったものと考えられるが、その時点において申立期間①のうち6年8月から7年5月までの期間の保険料は時効により納付することができない。

また、A市が保管している国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人が厚生年金保険に加入していた平成9年10月から10年2月までの期間の国民年金保険料6万4,000円が還付処理され、同年2月時点で国民年金の未納期間のうち過年度納付によりさかのぼっての納付が可能であった8年2月から同年6月までの5か月分に充当されていることが確認できることから、当該還付手続時において申立人は申立期間①及び②が未納であるこ

とを認識できたと考えられ、未納であった期間の保険料を一括して納付したとする申立人の主張と符合しない。

さらに、申立人は上記の基礎年金番号が付番された青色の国民年金手帳以外は所持しておらず、他の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人及び申立人が一括納付のための必要額を借りたとする両親は、納付時期、納付方法及び納付金額等についての記憶があいまいである。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月から同年 12 月まで  
昭和 44 年 7 月にA社に入社し、同年 12 月に退職するまで継続して勤務していた。  
当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する、入社(退社)記録簿により、申立人が昭和 44 年 6 月 30 日から同年 11 月 23 日まで当該事業所に在籍していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所は、申立期間当時、臨時社員の場合は社員登用までに一定の期間を要したと思われる旨、及び申立人は在籍期間において厚生年金保険には未加入であったと考えられる旨を回答している。

また、申立人と同日に入社した同僚二人の厚生年金保険の資格取得日はいずれも昭和 44 年 12 月 1 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 12 日から 38 年 7 月 21 日まで  
② 昭和 38 年 9 月 21 日から 40 年 9 月 1 日まで  
③ 昭和 41 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで  
④ 昭和 41 年 3 月 4 日から 45 年 9 月 16 日まで

A社を退職した当時、脱退手当金の制度自体を知らなかったし、絶対に脱退手当金を受け取っていない。

年金は 25 年掛けなければもらえないと聞いていたので、退職後に国民年金にも加入している。将来のために掛けてきた厚生年金保険を一時金でもらうようなことはしていない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金は、支給日以前のすべての厚生年金保険加入期間を基礎として支給されており、その支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月から21年3月まで  
A市内にあったB社又はC社に申立期間当時、事務員として勤務していたのに厚生年金保険の加入記録がないのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社又はC社における業務内容及び所在地を具体的に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録においてB社又はC社が、A市内において厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できず、申立人の主張する事業所所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない。

また、A市内にある同業種のD社は、「昭和30年ごろから操業しているが当時から市内で製材業をしているのは当社だけである。B社又はC社の名前は聞いたことがない。」としており、また、隣県のE市内にあるF社は、「昭和17年から操業しているが、ずっと同じ場所にあり、A市内に事業所があったことはない。」と証言している。

さらに、申立人は同僚として男性事務員を挙げているが、記憶するのは姓のみであるため、連絡先は不明であり、申立人の当該事業所での勤務期間や保険料控除の状況について確認することができない。

加えて、申立人には厚生年金保険料が給与から控除されていた具体的な記憶が無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 1 月 1 日から 19 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 17 年 12 月に工業学校を戦時繰上げ卒業となり、翌月から A 社に入社したが、厚生年金保険の加入は 19 年 6 月 1 日からとなっている。実際の勤務期間より厚生年金保険の加入期間が少ないことが納得できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の A 社の状況を詳細に記憶していることから、同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳索引票により、申立人が記憶している同僚 3 人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人の取得日と同日の昭和 19 年 6 月 1 日であることが確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票によると、申立人の被保険者資格の取得日が昭和 19 年 6 月 1 日と記録され、備考欄に「○改」の表示が記されており、当該表示は、旧厚生年金保険法が同年月日に施行され、被保険者の範囲が拡大されたことにより新たに被保険者となったことを示すものであることから、A 社では、旧厚生年金保険法の施行日までは申立人及び同種の業務を担当する従業員を労働者年金保険の適用対象者として扱っていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人の申立期間に係る労働者年金保険の適用及び労働者年金保険料の控除の状況について A 社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、また、当時の同僚等は死亡又は所在不明であったため、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかつ

た。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年1月から21年8月まで  
② 昭和54年4月から55年12月まで  
③ 平成元年7月から3年5月まで

私は、申立期間①については、知り合いの紹介でA市にあったB社に入社して、海軍関係の兵器を船に乗せる検査業務をしていた。

申立期間②については、C社で、申立期間③については、D工場で、それぞれE業務をしていた。アルバイトかパートであったが、勤務時間、勤務日数ともに正社員並みに働いていた。

それぞれの期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めて欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、B社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の氏名及び同社の所在地を記憶していることから、時期は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①のうち昭和19年9月30日までの期間については、制度上、女子は厚生年金保険被保険者の対象ではなく、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において同年10月1日以降の期間の被保険者記録が確認できる者10人に申立人の勤務状況等を照会したところ、申立人を記憶している者もいなかった。また、申立人は、申立期間にA市に所在したB社における勤務を主張する一方で、「戦時中は母親の実家があったF県に疎開しており玉音放送は同県で聞いた。」と供述していることから、申立人は女子が厚生年金保険被保険者の対象となった19年10月1日より前にB社を退職したことがうかがえる。

また、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているとともに同社の商業登記簿において同社は昭和 25 年 4 月 \* 日に解散していることが確認でき、事業主の所在も不明であることから、申立人の勤務状況及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

申立期間②及び③について、C社及びD工場の給与事務担当者等の証言から、申立人がそれぞれの事業所においてパートタイマーとして勤務していたことが確認できる。

しかし、それぞれの給与事務担当者は、いずれも「パートタイマーは、申立期間当時も現在も社会保険に加入させていない。」と証言している。

また、申立人の勤務期間及び給与からの保険料控除について、C社は「資料が残っておらず不明。」と、D工場は「申立期間において勤務していたが、パートタイマーであったため給与からの厚生年金保険料の控除はしていない。」と、それぞれ回答している上、申立人は、それらの事業所における同僚の氏名を記憶していないため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、C社及びD工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月から 36 年 4 月まで  
② 昭和 36 年 5 月から 37 年 4 月まで

申立期間①について、私は、肋膜炎を患い、前の会社を退職したが、全快したので、A社に入社した。自宅から通勤し、大学の夜間部に通い、B店に配達へ行ったことを覚えている。工場へ転勤になったため、通勤が難しくなり退職したが、働いていたことは間違いない。厚生年金保険にも加入していたと思うので、調査して欲しい。

申立期間②については、A社を退職後、C社に入社した。同社は、卸小売業社で、私は事務関係の仕事をしていた。社長や他の従業員の名前は覚えていないが、1年ほど働いていたはずなので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は勤務していたとするA社及びC社の所在地及び業務内容等について具体的な記憶を有していることから、申立人がそれぞれの事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、いずれの事業所についても、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、申立人が主張するそれぞれの事業所の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できなかった。

また、申立人は、事業主及び同僚等の氏名を記憶していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。